

## 山梨県立大学共同研究取扱規程

(平成22年4月1日制定 大学3102号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）において実施する共同研究の取扱いについて他の法令で定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、本学において、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から研究経費を受け入れ、主に県立大学の施設・設備を使用して、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 「共同研究員」とは、本学の教員と共同研究を行う民間機関等の研究員をいう。
- (3) 「共同研究担当者」とは、共同研究員と共同研究を行う本学の教職員をいう。
- (4) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権および品種登録ならびにこれらの権利を受ける権利をいう。

(共同研究の受入基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義で、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に、受け入れることができる。

(共同研究に要する経費等)

第4条 本学は、共同研究の実施に関して、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設の維持・管理に必要な経常経費を負担する。

- 2 外部機関等は、研究経費として共同研究の実施に必要となる直接的な経費（以下「直接経費」という。）ならびに共同研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）を負担する。
- 3 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。ただし、学長がやむを得ないと認める場合は、これによらないことができる。

(共同研究における設備等の取扱い)

第5条 前条第2項に定める経費により取得した設備等は、本学に帰属する。

- 2 本学は、共同研究に必要な場合には、外部機関等から直接経費のほか、その所有にかかる設備を受け入れることができる。ただし、当該設備を本学に搬入することが困難である場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

(共同研究の受入手続等)

第6条 共同研究を申し込もうとする外部機関等（以下「申込者」という。）は、共同研究申込書（様式第1号）を理事（研究・交流）を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 共同研究担当者は、共同研究実施計画書（様式第2号）を作成し、理事（研究・交流）を経由して学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の提出に基づき、共同研究の受入の可否を決定する。

(契約の締結)

第7条 学長は、共同研究の受入を決定した場合は、共同研究受入決定通知書（様式第3号）により理事（研究・交流）を経由して申込者および共同研究担当者に通知する。

- 2 学長は、前項の通知を行った後、速やかに申込者との間に契約を締結する。なお、契約は、申込者において一方的に解除することはできない。
- 3 申込者が国、地方公共団体または公共的団体であるときは、前項の規定にかかわらず、協定書またはこれに準ずる書類をもって契約書に替えることができる。
- 4 学長は、共同研究契約締結後、理事（研究・交流）を経由して共同研究担当者に

その旨通知する。

(研究経費の納付)

第8条 外部機関等は、当該共同研究の契約に基づき研究経費を本学に納付しなければならない。納付された研究経費は、原則として返還しない。

2 研究経費は、本学の会計規則に基づき取り扱う。

(共同研究の中止または期間の延長)

第9条 共同研究担当者は、共同研究を中止しまたはその期間を延長する必要があるときは、速やかに理事（研究・交流）を経由して学長に報告する。

2 学長は、前項の報告に基づき、やむを得ないと認める場合は、外部機関等と協議の上、当該共同研究を中止し、またはその期間を延長することができる。

3 学長は、前項の規定により共同研究を中止し、またはその期間を延長する場合は、共同研究中止・期間延長決定通知書（様式第4号）により理事（研究・交流）を経由して外部機関等に通知するとともに、必要なときには変更契約を締結する。

(特許権等の取扱)

第10条 学長は、共同研究の結果、発明が生じた場合の特許権等に関する持分ならびに出願および実施等の取扱について、外部機関等と協議の上、別に定める。

(秘密の保持)

第11条 学長および共同研究担当者ならびに外部機関等は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供もしくは開示を受けまたは知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示またはもらしてはならない。

(共同研究の完了報告)

第12条 共同研究担当者は、共同研究終了後速やかに、共同研究完了報告書（様式第5号）により、理事（研究・交流）を経由して学長に報告する。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は原則として公表するものとし、公表の時期および方法等は、学長が外部機関等と協議して定める。

(委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号

(第 6 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学学長 殿

所在地  
名 称  
代表者

共同研究申込書

山梨県立大学共同研究取扱規程第 6 条第 1 項により、下記のとおり共同研究を申込み  
ます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 研究担当者
- 4 共同研究経費 円
- 5 研究期間
- 6 提供物品
- 7 その他参考となる事項

様式第 2 号

(第 6 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学長 殿

所在地

名 称

代表者

共同研究実施計画書

山梨県立大学受託研究取扱規程第 6 条第 2 項により、別紙のとおり共同研究実施計画書を提出します。

別紙

共同研究経費算定内訳書

区分	費目	金額	算出根拠
直接経費	謝金 旅費 賃金 高熱水費 通信運搬費 消耗品費 備品費 印刷製本費 その他  小計		
間接経費			
合計			

様式第 3 号

(第 7 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

殿

山梨県立大学長

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みがありました共同研究について、受入れを決定したので通知します。

様式第 4 号

(第 9 条第 3 項関係)

平成 年 月 日

殿

山梨県立大学長

共同研究中止・期間延長決定通知書

山梨県立大学共同研究取扱規程第 9 条第 3 項により、共同研究の中止・期間延長を決定したので通知します。

様式第 5 号  
(第 1 2 条関係)

平成 年 月 日

山梨県立大学学長 殿

共同研究担当者氏名

受託研究完了報告書

下記のとおり、共同研究を完了したので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究者
- 3 共同研究経費 円  
(別紙の共同研究経費内訳書のとおり)
- 4 研究期間
- 5 その他